

次世代育成支援対策推進法に基づく第1回行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を充分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主　　社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
◇ 策定日　　平成21年3月23日
◇ 計画期間　　平成21年4月1日～平成23年3月31日（2年間）
◇ 計画内容

| 番号 | 目 標 | 対 策 |
|----|--|---|
| 1 | 〔制度の周知〕 副所長を「機会均等推進責任者」及び「職業家庭両立推進者」に任命し、各種制度の周知と推進を図る。 | 〈時 期〉 平成21年4月～ 〈内 容〉 制度の紹介チラシを作成し、職員への情報提供を必ず行う。 局長通知を発する。 〈制度具体例〉 ○育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度 ○妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保 ○男性の育児休業取得促進 ○育児休業中の待遇及び育児休業後の労働条件 ○育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 等 |
| 2 | 〔意識改革研修の実施〕 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のため研修を実施する。 | 〈時 期〉 平成21年4月～ 〈内 容〉 職場内研修の体系に組み込み実施する。 |

| 番号 | 目 標 | 対 策 |
|----|---|---|
| 3 | <p>〔妊娠中及び出産後の勤務配慮〕</p> <p>妊娠中の宿直、産後休暇後育児休業を取得しない職員について、勤務割りに配慮する。また、復帰に際し必要な研修を行う。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月～</p> <p>〈内 容〉 宿直や夜勤を割り振らないなどの配慮を行う。</p> <p>〈具 体 例〉 本人の希望を基に勤務割について配慮事項を決定する。</p> |
| 4 | <p>〔父親の休暇取得促進〕</p> <p>「配偶者の出産休暇」を「子育て応援休暇」と名称変更し、子どもが満1歳に達するまでの間5日を超えない範囲でその都度必要と認める日又は時間与えることとする。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月1日付</p> <p>〈内 容〉 就業規則を改正する。</p> |
| 5 | <p>〔育児休業期間の延長〕</p> <p>育児休業の期間を、育児・介護休業法の育児休業制度（1歳まで）を上回る1歳2か月まで延長する。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月1日付</p> <p>〈内 容〉 就業規則を改正する。</p> |
| 6 | <p>〔小学校就学までの措置〕</p> <p>小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できるよう短時間勤務制度の利用期間を改正する。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月1日付</p> <p>〈内 容〉 (ア) 短時間勤務制度の利用期間を改正し、利用しやすいようチラシ等で周知する。</p> <p>就業規則改正 →現在「3歳まで」(ア)の短時間勤務制度を利用できることとしているが、「子が小学校就学するまで」に延長する。</p> |
| 7 | <p>〔子の看護休暇〕</p> <p>現在1年以内に5日を限度としているが、これを10日まで延長する。また、半日単位での取得も可とし、その場合は最大20日までとなる。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月1日付</p> <p>〈内 容〉 就業規則を改正する。</p> |
| 8 | <p>〔所定外労働削減のための措置〕</p> <p>毎週水曜日を法人全体の「ノーザンデー」とする。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月～</p> <p>〈内 容〉 局長通知を発する。</p> |

| 番号 | 目 標 | 対 策 |
|----|--|---|
| 9 | <p>[年次有給休暇取得促進のための措置] 時間単位での取得も可とする（労働基準法の改正に向けて平成21年4月から試験的に実施する。平成22年4月からは運用で実施する）。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月～ 〈内 容〉 局長通知を発する。</p> |
| 10 | <p>[ボランティア休暇の創設] 地域貢献活動に取り組みやすくなるように特別休暇の一としてボランティア休暇を新設する。 1年5日を限度とする。</p> | <p>〈時 期〉 平成21年4月1日付 〈内 容〉 就業規則を改正する。</p> |